

口座振替によるお支払い方法について

指定日に指定の預貯金口座から水道料金及び下水道使用料を自動的にお支払いでき、とても便利です。

申込方法

下記の取扱金融機関の窓口で直接お申し込みください。

必要なもの

- 1 預貯金通帳
 - 2 預貯金通帳の届出印
 - 3 お客様番号がわかるもの
(水道料金・下水道使用料等のお知らせ(検針票)又は納入通知書に記載されています)
- ・ 水生活課又は一部の金融機関(ゆうちょ銀行を除く)に備え付けの「吉見町水道料金・下水道使用料等口座振替申込書」に必要事項を記入・捺印の上、ご提出ください。各金融機関の備え付けの「公共料金口座振替依頼書」もご利用可能です。
 - ・ ゆうちょ銀行の場合は、ゆうちょ銀行専用の申込書で手続きする必要があるため、そちらをご利用ください。
 - ・ 口座振替が開始するまでに、約1～2か月程度かかることがあります。それまでは、納入通知書でのお支払いをお願いします。

振替日

水道メーターの検針を行った月の26日(金融機関の休業日の場合は、翌営業日)となります。口座の残高が不足していて振替できない場合は、翌月にもう一度振替を行います。

取扱金融機関(本・支店)

埼玉りそな銀行、埼玉中央農業協同組合、埼玉縣信用金庫、武蔵野銀行
中央労働金庫、東和銀行、三菱UFJ銀行、群馬銀行、ゆうちょ銀行

口座振替分の領収書

次回の検針時に発行する検針票に記載されます。

口座振替先の変更

新規と同様の手続きでお申し込みください。なお、ゆうちょ銀行の口座振替をやめる場合は、「自動払込利用廃止届書」をゆうちょ銀行窓口へ提出した後、新たに口座振替を希望する金融機関の窓口で口座振替の手続きをお願いします。

口座振替から納入通知書に変更

水生活課で支払い方法の変更の手続き(ゆうちょ銀行を除く)をしてください。なお、ゆうちょ銀行の口座振替をやめる場合は、「自動払込利用廃止届書」をゆうちょ銀行の窓口へ提出してください。